

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第1条第2項、第2条第2項、第3条第2項、第4条第3項、第5条第3項、第6条第4項、第7条、第8条第2項及び第89条の規定に基づき、表彰等に関する訓令を次のように定める。

昭和30年8月10日

防衛庁長官 砂田重政

表彰等に関する訓令

改正

昭和31年	1月21日	庁訓第3号	昭和48年	10月16日	庁訓第51号
昭和33年	9月18日	庁訓第90号	昭和49年	4月11日	庁訓第27号
昭和36年	2月20日	庁訓第7号	昭和53年	3月27日	庁訓第8号
昭和36年	9月29日	庁訓第56号	昭和53年	7月1日	庁訓第30号
昭和37年	5月1日	庁訓第31号	昭和53年	12月14日	庁訓第36号
昭和37年	8月10日	庁訓第50号	昭和55年	3月13日	庁訓第1号
昭和37年	9月25日	庁訓第58号	昭和55年	12月5日	庁訓第40号
昭和37年	11月1日	庁訓第73号	昭和56年	2月10日	庁訓第1号
昭和38年	5月2日	庁訓第22号	昭和57年	4月30日	庁訓第19号
昭和39年	1月29日	庁訓第1号	昭和59年	4月11日	庁訓第18号
昭和39年	3月31日	庁訓第8号	昭和59年	6月30日	庁訓第37号
昭和39年	10月26日	庁訓第42号	昭和60年	4月6日	庁訓第19号
昭和40年	1月29日	庁訓第4号	昭和60年	10月31日	庁訓第37号
昭和40年	2月26日	庁訓第9号	昭和60年	12月21日	庁訓第42号
昭和40年	3月5日	庁訓第12号	昭和62年	5月21日	庁訓第15号
昭和41年	2月3日	庁訓第1号	昭和63年	4月8日	庁訓第12号
昭和42年	7月26日	庁訓第14号	平成元年	3月4日	庁訓第6号
昭和42年	9月30日	庁訓第24号	平成元年	3月15日	庁訓第13号
昭和42年	10月20日	庁訓第30号	平成元年	9月28日	庁訓第55号
昭和45年	6月18日	庁訓第26号	平成8年	2月29日	庁訓第9号
昭和46年	2月10日	庁訓第1号	平成8年	6月3日	庁訓第42号
昭和47年	10月9日	庁訓第48号	平成9年	1月17日	庁訓第1号
昭和48年	2月13日	庁訓第5号	平成10年	3月25日	庁訓第12号

平成10年12月 2日庁訓第46号	平成22年 6月30日省訓第29号
平成11年 3月19日庁訓第 8号	平成23年 4月 1日省訓第16号
平成12年 3月30日庁訓第43号	平成23年12月19日省訓第41号
平成12年 6月 9日庁訓第76号	平成25年 3月22日省訓第16号
平成13年 1月 6日庁訓第 2号	平成26年 3月24日省訓第10号
平成13年 8月 1日庁訓第70号	平成26年 7月31日省訓第61号
平成13年11月 2日庁訓第76号	平成27年 3月18日省訓第 2号
平成14年 3月22日庁訓第 9号	平成27年10月 1日省訓第39号
平成15年 7月24日庁訓第58号	平成27年11月27日省訓第51号
平成16年 9月17日庁訓第73号	平成28年 1月29日省訓第 4号
平成18年 3月27日庁訓第36号	平成28年 3月28日省訓第18号
平成18年 3月31日庁訓第63号	平成29年 3月29日省訓第19号
平成18年 7月28日庁訓第83号	平成29年 6月23日省訓第39号
平成19年 3月27日庁訓第10号	平成29年10月24日省訓第57号
平成19年 8月30日省訓第145号	平成29年10月31日省訓第58号
平成20年 3月25日省訓第12号	平成30年 3月26日省訓第15号
平成21年 7月17日省訓第44号	平成31年 3月29日省訓第18号
平成21年 7月29日省訓第48号	令和 2年 3月25日省訓第14号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 賞詞（第3条—第10条）
- 第3章 賞状（第11条—第17条）
- 第4章 精勤章（第18条・第19条）
- 第5章 表彰の手續（第20条—第23条）
- 第6章 感謝状（第24条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、賞詞及び賞状並びにこれらの副賞の授与、功労章（第1級防衛功労章、第2級防衛功労章、第3級防衛功労章、第4級防衛功労章及び第5級防衛功労章をいう。以下同じ。）及び第1級部隊功績貢献章の形状及び制式、精勤章の授与、表彰の手續並

びに感謝状の贈与等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令中の次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「部隊等」とは、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (2) 「曹長等」とは、陸曹長から3等陸曹まで、海曹長から3等海曹まで及び空曹長から3等空曹までの自衛官をいう。
- (3) 「士長等」とは、陸士長、海士長及び空士長以下の自衛官をいう。

第2章 賞詞

(第1級賞詞)

第3条 第1級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項又は第81条の2第1項の規定による出動に参加し、隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者
- (2) 法第77条の4、第82条、第82条の2、第83条第2項、第83条の2、第83条の3又は第84条の規定による行動に際して、危難を顧みず率先てい身して、隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者
- (3) 技術上推賞に値する発明考案をした者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に当たり推賞に値する顕著な功績があつた者
- (5) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第27条第1項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、推賞に値する顕著な功績があつたもの
- (6) 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、推賞に値する顕著な功績があつたもの

(第2級賞詞)

第4条 第2級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

- (1) 法第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項又は第81条の2第1項の規定による出動に参加し、隊員の模範と認められる功績があつた者
- (2) 法第77条の4、第82条、第82条の2、第83条第2項、第83条の2、第83条の3又は第84条の規定による行動に際して、危難を顧みず率先てい身して、隊員の模範と認められる功績があつた者
- (3) 技術上特に優秀な発明考案をした者

- (4) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に当たり推賞に値する功績があつた者
- (5) 国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、推賞に値する功績があつたもの
- (6) 派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、推賞に値する功績があつたもの

(第3級賞詞)

第5条 第3級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

- (1) 職務の遂行に当たり、特に著しい功績があつた者
- (2) 技術上優秀な発明考案をした者
- (3) 国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、特に著しい功績があつたもの
- (4) 派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に著しい功績があつたもの

(第4級賞詞)

第6条 第4級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

- (1) 職務の遂行に当たり、著しい功績があつた者
- (2) 技術上優れた発明考案をした者
- (3) 国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、著しい功績があつたもの
- (4) 派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、著しい功績があつたもの

(第5級賞詞)

第7条 第5級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

- (1) 職務の遂行に当たり、功績があつた者
- (2) 技術上発明考案をした者
- (3) 国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、功績があつたもの
- (4) 派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、功績があつたもの

(功労章の形状及び制式)

第8条 功労章の形状及び制式は、別表第1のとおりとする。

(賞詞の副賞)

第9条 表彰権者は、賞詞に添えて、次の区分により定める金額の範囲内で賞金その他の副賞を授与することができる。

第1級賞詞 7万円

第2級賞詞 2万円

第3級賞詞 1万円

第4級賞詞 5千円

第5級賞詞 2千円

第10条 第1級賞詞から第5級賞詞までの賞詞の表彰範囲及び表彰権者は、別表第2のとおりとする。

第3章 賞状

(第1級賞状)

第11条 第1級賞状は、次の各号のいずれかに該当する部隊等に対して授与する。

- (1) 法第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項又は第81条の2第1項の規定による出動において職務の遂行に当り、自衛隊の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等
- (2) 法第77条の4、第82条、第82条の2、第83条第2項、第83条の2、第83条の3又は第84条の規定による行動に際して、危険を冒して活動し、自衛隊の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職務の遂行に当り推賞に値する顕著な功績があつた部隊等

(第2級賞状)

第12条 第2級賞状は、次の各号のいずれかに該当する部隊等に対して授与する。

- (1) 法第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項又は第81条の2第1項の規定による出動において自衛隊の模範と認められる功績があつた部隊等
- (2) 法第77条の4、第82条、第82条の2、第83条第2項、第83条の2、第83条の3又は第84条の規定による行動に際して、危険を冒して活動し、自衛隊の模範と認められる功績があつた部隊等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職務の遂行に当り推賞に値する功績があつた部隊等

(第3級賞状)

第13条 第3級賞状は、職務の遂行に当り、特に著しい功績があつた部隊等に対して授与する。

(第4級賞状)

第14条 第4級賞状は、職務の遂行に当り、著しい功績があつた部隊等に対して授与する。

(第5級賞状)

第15条 第5級賞状は、職務の遂行に当り、功績があつた部隊等に対して授与する。

(第1級部隊功績貢献章の形式及び制式)

第15条の2 第1級部隊功績貢献章の形状及び制式は、別表第1の2のとおりとする。

(賞状の副賞)

第16条 表彰権者は、賞状に添えて、次の区分により定める金額の範囲内で賞金その他の副賞を授与することができる。

第1級賞状 7万円

第2級賞状 5万円

第3級賞状 3万円

第4級賞状 1万円

第5級賞状 5千円

2 表彰権者は、特別の必要があると認める場合には、防衛大臣の承認を得て前項の制限をこえて賞金その他の副賞を授与することができる。

第17条 第1級賞状から第5級賞状までの賞状の表彰範囲及び表彰権者は、別表第2のとおりとする。

第4章 精勤章

(精勤章)

第18条 精勤章は精勤章甲及び精勤章乙とし、その形状及び形式は、別表第3のとおりとする。

2 精勤章甲は、精勤章乙の5線分に相当するものとし、次条の規定により、表彰の回数が5の倍数にあたる場合に授与し、精勤章乙は、その他の場合に授与するものとする。

3 精勤章の授与単位及び授与権者は、別表第4のとおりとする。

(精勤章を授与する場合)

第19条 士長等に対する精勤章は、士長等となつた日（自衛官候補生から引き続き自衛官となつた場合は、当該自衛官候補生となつた日）又は直前に士長等に対する精勤章を授与された日以後精勤した期間が6月以上であり、かつ、過去6月間において戒告を除く懲戒処分を受けたことがない者のうちから選考して授与する。

2 曹長等に対する精勤章は、曹長等となつた日又は直前に曹長等に対する精勤章を授与された日以後精勤した期間が1年以上であり、かつ、過去1年間に於いて戒告を除く懲戒処分を受けたことがない者のうちから選考して授与する。

3 前2項の場合において、公務上の負傷又は疾病によつて勤務しなかつた期間は、精勤した期間とみなす。

4 第1項及び第2項の場合において、派遣隊員が派遣先の機関において勤務した期間及び派遣隊員が派遣先の機関の業務上の負傷又は疾病によつて派遣先の機関において勤務しなかつた期間は、精勤した期間とみなす。

5 精勤章授与員数は、各階級について別表第4の授与単位ごとにその属する士長等及び曹長等で第1項又は第2項に基づく資格を有するもののそれぞれ100分の35を基準とする。この場合、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防

衛監察本部又は地方防衛局に派遣中の者は、当該派遣先に属するものとみなして算定する。

6 精勤章の授与は、原則として毎年4月及び10月の2回とし、通常月の初日に行う。

第5章 表彰の手續

(賞詞及び賞状の上申)

第20条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）若しくは幕僚長の監督を受ける部隊及び機関の長（以下「部隊長等」という。）又は防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部若しくは防衛監察本部（以下「防衛大学校等」という。）の長、情報本部の通信所長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第1条若しくは第2条又はこの訓令の第3条から第7条まで若しくは第11条から第15条までの規定に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、その都度功績事実を正確に審査し、順序を経て、当該表彰権者に、次に掲げる事項を記載した上申書により上申するものとする。

(1) 賞詞又は賞状の区分

(2) 表彰すべき隊員の所属、階級（自衛官以外の隊員の場合は、官職とする。以下同じ。）

及び氏名又は表彰すべき部隊等の名称並びに部隊等の長の階級及び氏名

(3) 表彰に該当すると認めた功績の概要

(4) 前号の功績が部内及び部外に与えた影響

(5) 当該隊員の履歴又は部隊等の過去の業績の概要

(6) その他参考となる事項

2 前項の規定により上申を受けた表彰権者は、功績内容が自己の表彰すべき範囲をこえるものと認める場合には、意見を付して更に上級の表彰権者に上申するものとする。

(精勤章の上申)

第21条 精勤章の上申は、士長等及び曹長等別にそれぞれ第19条第1項又は第2項の規定に基づく有資格者のうちから選考し、序列名簿を作成して行うものとする。

(令達及び表彰式)

第22条 表彰を行うときは、その旨を別表第2の表彰範囲又は別表第4の授与単位に令達するものとし、かつ、表彰式を行うを例とする。

(死亡の場合)

第23条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、生前の日付に遡って表彰する。

2 前項の場合には賞詞及び副賞並びに防衛功労章等（特別防衛功労章、功労章、特別部隊功績貢献章及び第1級部隊功績貢献章をいう。以下同じ。）は、その遺族に交付するものとする。

3 遺族の範囲及び順位は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第16条

の規定の例による。

第6章 感謝状

(感謝状の贈与及び贈与権者)

第24条 感謝状は、自衛隊に協力し又は自衛隊を援助して、その功労が著しいと認められる隊員以外の者又は団体に対し、その功労の程度に応じて、防衛大臣、幕僚長、防衛大学校等の長、地方防衛局長、防衛装備庁長官、駐屯地司令若しくは基地司令、幕僚長の指定する部隊等の長、統合幕僚学校長又は防衛装備庁長官の指定する施設等機関の長が贈与する。

(感謝状の副賞)

第25条 前条の規定により感謝状を贈与する者（以下「贈与権者」という。）は、感謝状に添えて1件につき次の各号の区分に定める金額の範囲内の賞金その他の副賞を贈与することができる。

(1) 防衛大臣 1人又は1団体につき 7万円

(2) 幕僚長及び防衛大学校等の長及び防衛装備庁長官 1人又は1団体につき 5万円

(3) 陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、隊群司令（掃海隊群司令、護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、情報業務群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、システム通信隊群司令及び海洋業務・対潜支援群司令をいう。別表第2及び別表第4において同じ。）、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、航空団司令、航空警戒管制団司令、航空支援集団司令官、第1輸送航空隊司令、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、学校の校長（航空教育集団司令官の指揮監督を受ける航空自衛隊の学校の校長をいう。別表第2において同じ。）、航空自衛隊の補給処の処長、防衛大臣直轄機関の長、統合幕僚学校長及び地方防衛局長 1人につき 5千円 1団体につき 3万円

(4) 前各号以外の贈与権者 1人につき 2千円 1団体につき 1万円

2 贈与権者は、前項の制限をこえて、副賞を贈与する特別の必要があると認める場合には、順序を経て防衛大臣に申請し、その承認を得てこれを行うことができる。

(感謝状の上申)

第26条 部隊長等は、感謝状を贈与すべき事項に該当する事実を認めた場合には、そのつど順序を経て贈与権者に次に掲げる事項を記載した上申書により上申するものとする。

(1) 贈与権者の区分

(2) 贈与される者の住所及び氏名（団体の場合には、その団体及び代表者名）

(3) 功労の概要

(4) 前号の功労が部内及び部外に与えた影響

(5) 当該者の履歴又は団体の業績の概要

(6) 副賞の種類及び程度

(7) その他参考となる事項

(贈与する場合)

第27条 感謝状を贈与する場合には、第22条の規定による表彰式に準ずる礼をつくすものとする。

(死亡の場合)

第28条 第23条の規定は、死亡者に対する感謝状の贈与について準用する。

(記載事項)

第29条 感謝状に記載する事項は、次のとおりとし、その様式は、別表第5の例による。

(1) 感謝状の字句

(2) 感謝状を贈られる者の住所及び氏名（団体の場合には、その団体名及び代表者名）

(3) 功労の概要

(4) 前号の功労を感謝する言葉

(5) 贈与年月日

(6) 贈与権者の官職及び氏名

第7章 雑則

(防衛功労章等の着用)

第30条 自衛隊法施行規則第6条第2項第2号に規定する防衛大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 離着任の場合

(2) 冠婚葬祭の場合

(3) 公式の招待に参加する場合

2 防衛功労章等の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

(精勤章の着用等)

第31条 精勤章は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところにより着用するものとする。ただし、次の各号に掲げる精勤章は着用することができない。

(1) 士長等の階級から曹長等以上の階級に昇任した者にその昇任前に授与された士長等の精勤章

(2) 曹長等の階級から准陸尉、准海尉又は准空尉以上の階級に昇任又は士長等の階級に降任した者に、その昇任又は降任前に授与された曹長等の精勤章

(3) 精勤章甲を授与される前に授与された精勤章乙

(功労章、第1級部隊功績貢献章又は精勤章の着用停止)

第32条 功労章を授与された隊員が懲戒処分(戒告の場合を除く。以下同じ。)を受けた場合、第1級部隊功績貢献章を授与された隊員が懲戒処分を受けた場合及び精勤章を授与された隊員が懲戒処分を受けた場合には、それぞれ次の区分によりその着用を停止しなければならない。

(1) 降任の場合 当該隊員が降任直後の階級又は職務の級にある期間

(2) 停職の場合 3月(停職期間が3月をこえる場合にあつては、当該停職の期間)

(3) 減給 1月

(再交付等)

第33条 防衛功労章等、精勤章、賞詞及び賞状(以下「功労章等」という。)を亡失し、又は破損したときは、当該表彰権者又は授与権者は、願出によりこれを再交付することができる。

2 前項の願出は、順序を経て当該表彰権者に申請してこれを行うものとする。申請書の様式は、別表第6の例による。

3 功労章等を亡失し前2項の規定により再交付を受けた場合において前に授与された功労章等を発見するに至ったときは、速やかにこれを当該表彰権者又は授与権者に返納しなければならない。

4 精勤章を授与された曹長等及び士長等が同位の階級をもつて他の自衛隊に異動したときは、異動後の所属にかかる授与権者は、当該者に対し、異動後の階級について別表第3に定める制式の精勤章を異動直前に授与されていた精勤章と同数だけ交付するものとする。

(感謝状の取消し)

第34条 贈与権者は、感謝状を贈与した隊員以外の者又は団体について、当該感謝状を贈与した後に当該隊員以外の者又は団体の違法又は不当な行為が明らかになった場合には、当該違法又は不当な行為の内容及び程度並びに公務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、贈与した感謝状を取り消すことができる。

(報告)

第35条 表彰権者は、表彰を行つたときは、別表第7の表彰実施報告書の例により表彰事実をすみやかに順序を経て別表第8に定める所属上官に報告するものとする。

(一般職職員への準用)

第36条 この訓令の規定は、防衛省に勤務する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員について準用する。

附 則 (抄)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 表彰に関する訓令(昭和28年4月28日保安庁訓令第14号)は、廃止する。

- 3 第24条の規定は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して、災害現場その他の地域で活動する隊員を激励することを意図して行われた自衛隊への支援を行つた隊員以外の者又は団体に対する表彰には、適用しない。
- 4 防衛大臣は、前項の隊員以外の者又は団体に対して、第24条に規定する感謝状に代えて、特別感謝状を贈与する。
- 5 第25条第1項第1号及び第27条の規定は、特別感謝状について準用する。

附 則（昭和33年9月10日庁訓第90号）

- 1 この訓令は、昭和33年10月1日から施行する。
- 2 別表第3の従前の規定による陸上自衛官の精勤章は、この訓令の改正規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（昭和36年2月20日庁訓第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年9月29日庁訓第56号）

この訓令は、昭和36年10月1日から施行する。ただし、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第2項前段の規定により、なお、存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第1項の指定日までの間、その他の管区隊又は混成団については昭和37年1月17日までの間、この訓令による改正後の第25条第3号並びに別表第2及び別表第4の表中「師団長」、「師団司令部」及び「師団長直轄部隊」は、それぞれ「管区総監又は混成団長」、「管区総監部又は混成団本部」及び「管区総監直轄部隊又は混成団長直轄部隊」とする。

附 則（昭和37年5月1日庁訓第31号）

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和37年8月10日庁訓第50号）

この訓令は、昭和37年8月10日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（昭和37年9月25日庁訓第58号）

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和38年5月2日庁訓第22号）

この訓令は、昭和38年5月2日から施行する。

附 則（昭和39年1月29日庁訓第1号）

この訓令は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日庁訓第8号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月26日庁訓第42号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年1月29日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年1月29日から施行する。
- 2 航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第1種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を施行規則別表第4（1）ロに定める礼帽、礼服用階級章」に代えて第1種礼装冬（夏）服とすることができる。

附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

附 則（昭和40年3月5日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年3月5日から施行する。ただし、この訓令による改正前の第18条に規定する精勤章は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、なお従前の例により用いることができる。
- 2 この訓令の施行前に授与された精勤章は、精勤章乙とみなし、この訓令の施行の時に精勤章5線以上を授与されている隊員に対しては、この訓令第18条の定めるところに準じて、精勤章甲を授与するものとする。

附 則（昭和41年2月3日庁訓第1号）

この訓令は、昭和41年2月3日から施行する。

附 則（昭和42年7月26日庁訓第14号）

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日庁訓第24号）

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年10月20日庁訓第30号）

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。ただし、第82航空隊及び第82航空隊司令に係る改正規定は、同年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和46年2月10日庁訓第1号）

- 1 この訓令は、昭和46年2月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の制式による精勤章は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、用いることができる。

附 則（昭和47年10月9日庁訓第48号）

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和48年2月13日庁訓第5号）

この訓令は、昭和48年2月15日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日庁訓第51号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日庁訓第27号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和53年3月27日庁訓第8号）

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年7月1日庁訓第30号）

この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和55年3月13日庁訓第1号）

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日庁訓第18号）

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年10月31日庁訓第37号）

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定並びに第7条、第13条、第14条の別表

第1から別表第3まで及び第26条の規定を除く。)による改正後の各訓令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (昭和62年5月21日庁訓第15号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日庁訓第12号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (平成元年3月4日庁訓第6号) (抄)

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成元年3月15日庁訓第13号)

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成元年9月28日庁訓第55号)

この訓令は、平成元年10月2日から施行する。

附 則 (平成8年2月29日庁訓第9号)

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則 (平成8年6月3日庁訓第42号)

この訓令は、平成8年6月3日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日庁訓第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日庁訓第12号) (抄)

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成10年12月2日庁訓第46号)

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日庁訓第8号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日庁訓第43号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月9日庁訓第76号)

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年8月1日庁訓第70号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成14年3月22日庁訓第9号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成15年7月24日庁訓第59号）

この訓令は、平成15年7月24日から施行する。

附 則（平成16年9月17日庁訓第73号）

この訓令は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第36号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成19年3月27日庁訓第10号）（抄）

1 この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月17日省訓第44号）（抄）

1 この訓令は、海賊対処の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日省訓第41号）

1 この訓令は、平成23年12月19日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して、災害現場その他の地域で活動する隊員を激励することを意図して行われた自衛隊への支援を行つた隊員以外の者又は団体に対して、表彰等に関する訓令第24条の規定により感謝状を贈与した場合の当該感謝状については、この訓令の施行の日以後においても、なお、その効力を有する。

附 則（平成25年3月22日省訓第16号）（抄）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年7月31日省訓第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日省訓第2号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月18日から施行する。

（表彰等に関する訓令等の経過措置）

2 この訓令の施行の際現に授与されているこの訓令による改正前の表彰等に関する訓令別表第1の規定による第1級防衛功労章、第2級防衛功労章及び第3級防衛功労章は、この訓令による改正後の表彰等に関する訓令別表第1の規定にかかわらず、これを用いることができる。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日省訓第51号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日省訓第4号）

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成29年3月28日省訓第19号）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に授与され、又は授与するために保管されているこの訓令による改正前の別表第1の2の規定による第1級部隊功績貢献章は、この訓令による改正後の別

表第1の2の規定にかかわらず、これを用いることができる。

附 則（平成29年6月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年10月24日省訓第57号）

この訓令は、平成29年10月24日から施行する。

附 則（平成29年10月31日省訓第58号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日省訓第14号）（抄）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

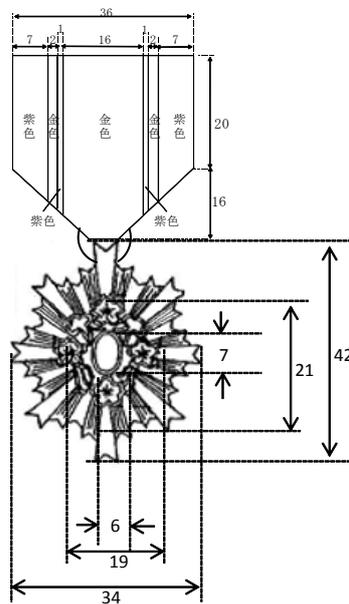
1 制 式

区分		第 1 級防衛功労章	第 2 級防衛功労章	第 3 級防衛功労章	第 4 級防衛功労章	第 5 級防衛功労章	
章	地金	純銀	丹銅	丹銅	丹銅	丹銅	
	表面	中央の部	紫色七宝及び金色	緑色七宝及び金色	紫紺色七宝及び金色	黄色七宝及び金色	青色七宝及び金色
		桜及び雲の部	白色七宝及び金色	白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色
		旭光の部	白銀色及び地金色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色
裏面	地金色	銀色	銀色	銀色	銀色		
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。ただし、次項の図中金色と示した部分には、金糸を用いるものとする。						

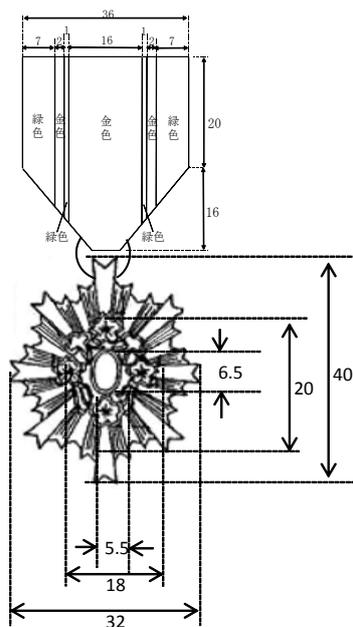
2 形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

(1) 第 1 級防衛功労章

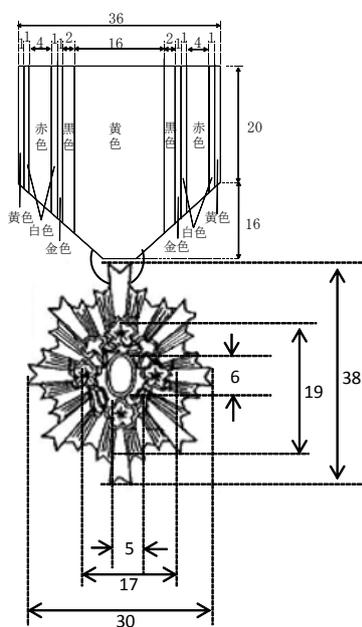


(2) 第 2 級防衛功労章

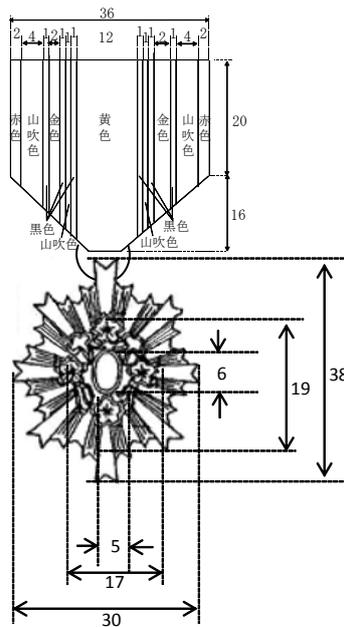


(3) 第3級防衛功労章

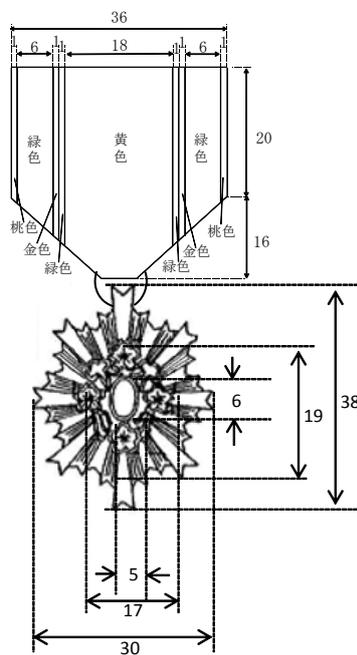
ア 法第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者



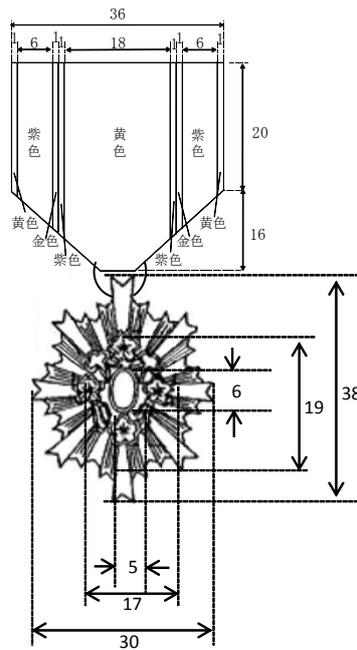
イ 職務の遂行に当たり著しい功績又は功績を重ねたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者



ウ 技術上優秀な発明考案をしたとして、第3級賞詞を授与された者及び業務処理の能率性の改善その他の業務の改善を行つたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者

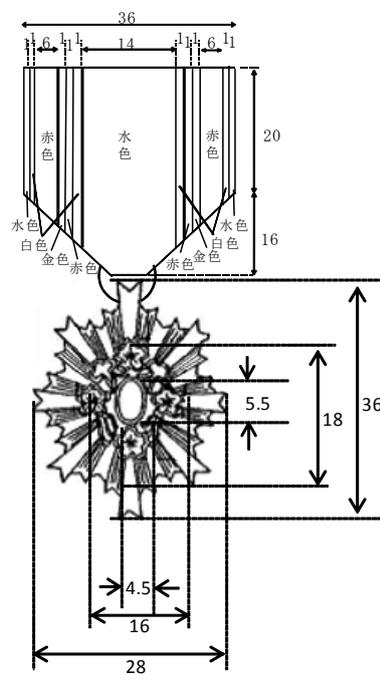


エ アからウまでの規定による功績以外の功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者

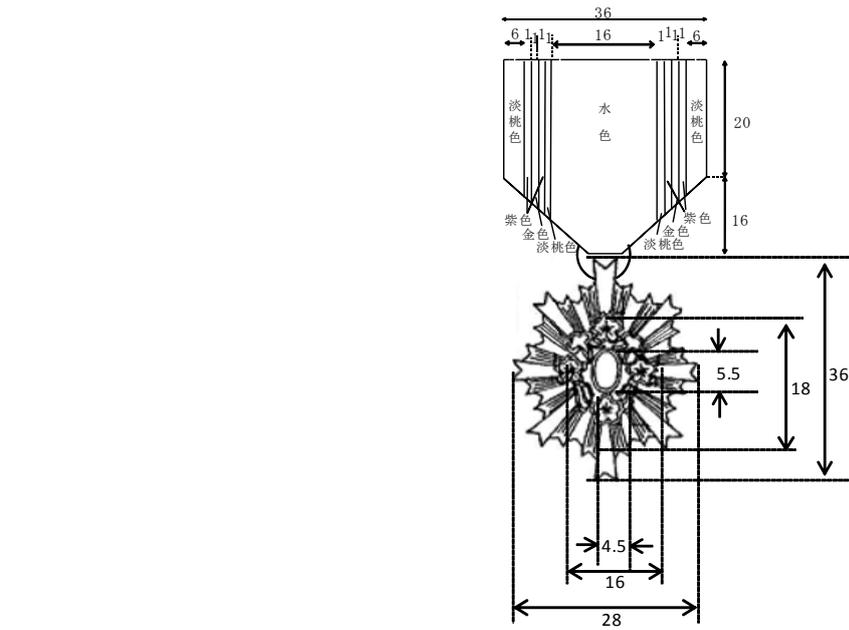


(4) 第4級防衛功労章

ア 法第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり著しい功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者

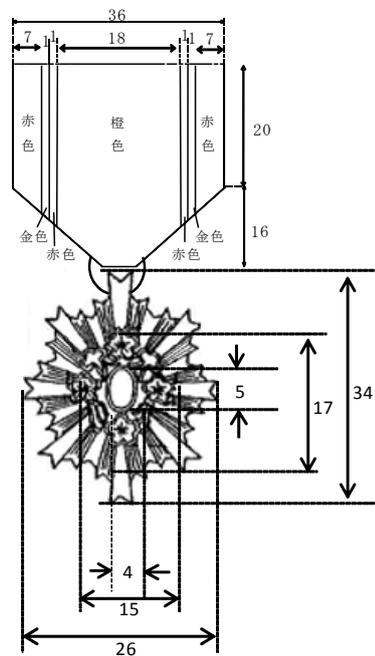


イ 職務の遂行に当たり功績を重ねたことにより、その職務の遂行に著しい功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者

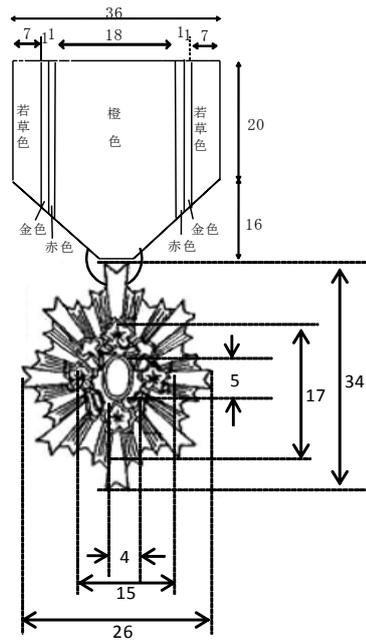


(5) 第5級防衛功労章

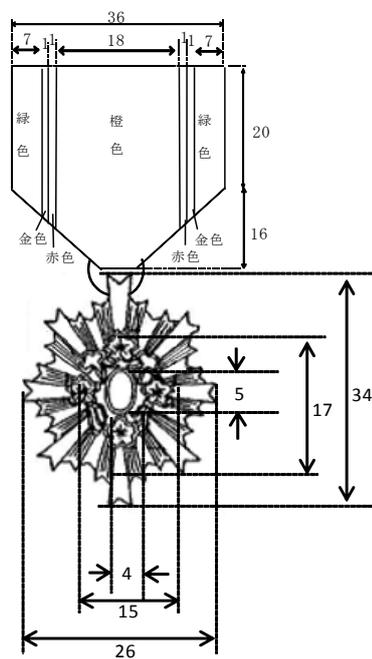
ア 法第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者



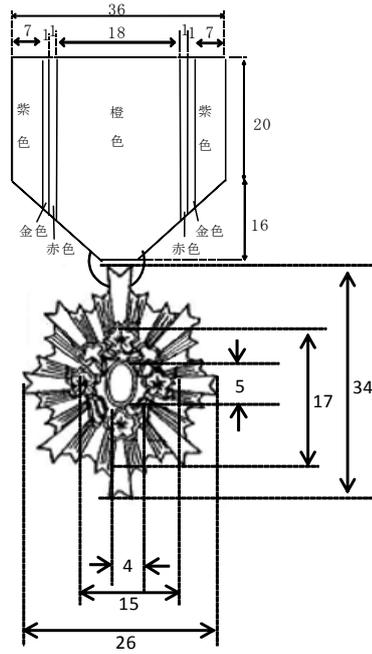
イ 職務の遂行に当たり成績を重ねたことにより、その職務の遂行に功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者



ウ 技術上発明考案をしたとして、第5級賞詞を授与された者及び業務改善を行つたことにより、その職務の遂行に功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者



エ アからウまでの規定による功績以外の功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者



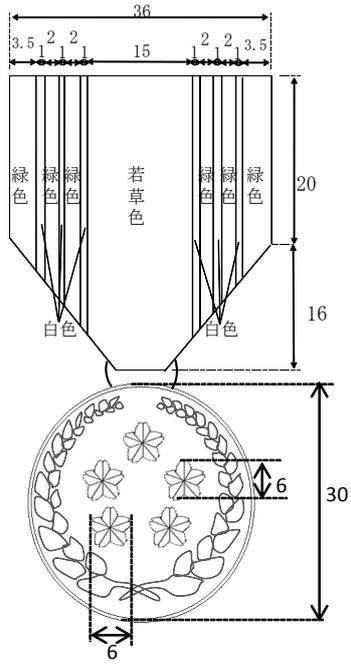
別表第1の2（第8条関係）

1 制式

区分	第1級部隊功績貢献章	
章	地金	真ちゅう
	表面及び裏面	銀
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。	

2 形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。



別表第2（第10条、第17条関係）

区 分	表彰範囲	表 彰 権 者
第1級賞詞 第1級賞状	全 般	防衛大臣
第2級賞詞 第2級賞状	防衛省本省の内部 部局 防衛大学校等 地方防衛局	防衛大臣
	統合幕僚監部 自衛隊指揮通信シ ステム隊	統合幕僚長
	陸上自衛隊	統合幕僚長 陸上幕僚長
	海上自衛隊	統合幕僚長 海上幕僚長
	航空自衛隊	統合幕僚長 航空幕僚長
	自衛隊情報保全隊	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
	第3級賞詞 第3級賞状	防衛省本省の内部 部局
第3級賞詞 第3級賞状	統合幕僚監部 自衛隊指揮通信シ ステム隊	統合幕僚学校長
	陸上自衛隊	陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長 、警務隊長、中央情報隊長、防衛大臣直轄機関の長 、処長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院 の病院長
	海上自衛隊	自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官 、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官 、練習艦隊司令官、隊群司令、校長、自衛隊横須賀

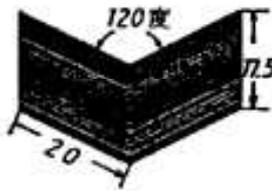
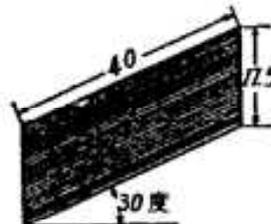
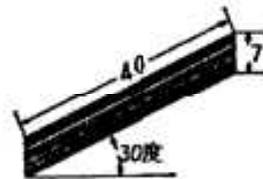
		病院長、補給本部長
	航空自衛隊	航空総隊司令官、航空方面隊司令官、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、航空団司令、航空警戒管制団司令、航空支援集団司令官、第1輸送航空隊司令、航空教育集団司令官、飛行教育団司令、航空開発実験集団司令官、飛行開発実験団司令、航空医学実験隊司令、学校の校長、補給処の処長、防衛大臣直轄機関の長（自衛隊三沢病院長及び自衛隊那覇病院長を除く。）
	自衛隊情報保全隊	自衛隊情報保全隊司令
	防衛大学校等	防衛大学校等の長
	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
第4級賞詞 第4級賞状	防衛省本省の内部 部局	防衛大臣
	統合幕僚監部 自衛隊指揮通信シ ステム隊	統合幕僚学校長 自衛隊指揮通信システム隊司令、サイバー防衛隊長、ネットワーク運用隊長
	陸上自衛隊	連隊、群及び独立大隊並びに団、連隊、群及び独立大隊に準ずる部隊（警務隊及び中央情報隊を除く。別表第4において、「連隊等」という。）の長、松戸支処長、古河支処長、用賀支処長、分校長、地方協力本部長
	海上自衛隊	護衛隊、航空隊、警備隊及びこれらに準ずる部隊（別表第4において「護衛隊等」という。）の長、処長、支処長、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長（自衛隊横須賀病院長を除く。）
	航空自衛隊	高射群、輸送航空隊（第1輸送航空隊を除く。）及びこれらに準ずる部隊の長、支処長、自衛隊三沢病院長、自衛隊那覇病院長
	自衛隊情報保全隊	情報保全隊長
	防衛大学校等	防衛大学校等の長

	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
第5級賞詞	防衛省本省の内部 部局	防衛大臣
第5級賞状	統合幕僚監部 自衛隊指揮通信シ ステム隊	統合幕僚学校長 中央指揮所運営隊長
	陸上自衛隊	大隊（独立大隊を除く。）及びこれに準ずる部隊（別表第4において「大隊等」という。）の長、中隊及びこれに準ずる部隊（別表第4において「中隊等」という。）の長、支処長（松戸支処長、古河支処長及び用賀支処長を除く。）、補給処出張所長
	海上自衛隊	東京音楽隊、地方総監直轄の掃海隊及び基地分遣隊並びにこれらに準ずる部隊（別表第4において「東京音楽隊等」という。）の長、艦艇の長、クルー長
	航空自衛隊	航空団の群司令直轄部隊及びこれに準ずる部隊の長
	防衛大学校等	防衛大学校等の長
	情報本部の通信所	情報本部の通信所長
	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官

- (注) 1 表彰権者の表彰範囲は、その指揮監督下にある部隊等又は隊員とする。
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊における統合幕僚長の表彰範囲は、当該幕僚長を通じて指揮監督される部隊等又は隊員であつて、当該指揮監督下で行われた隊務に係る功績があつた部隊等又は隊員とする。
- 3 自衛隊情報保全隊における統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の表彰範囲は、当該幕僚長を通じて指揮監督される部隊又は隊員であつて、当該指揮監督下で行われた隊務に係る功績があつた部隊又は隊員とする。
- 4 上級の表彰権者は、その直接指揮監督する統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等（各幕僚長にあつては、その監督する防衛大臣直轄部隊等を含む。）で、本表に下級の表彰権者を定めていない部隊等に対しては、当該下級の表彰を行う。

別表第3 (第18条関係)

形状

	曹長等の精勤章	士長等の精勤章
精勤章甲		
精勤章乙		

(注) 数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

制式

区分		曹長等の精勤章	士長等の精勤章
陸上自衛官		金色モール又は金糸による刺しゅう	金色モール又は金糸による刺しゅう
海上自衛官	冬服着用時	金色モール又は金糸による刺しゅう	赤色らしや地又は赤糸による刺しゅう
	夏服着用時	黒色らしや地又は黒糸による刺しゅう	黒色らしや地又は黒糸による刺しゅう
航空自衛官		銀色モール又は銀糸による刺しゅう	銀色モール又は銀糸による刺しゅう

別表第4（第18条、第19条関係）

精勤章授与単位及び授与権者

区 分	授 与 単 位	授 与 権 者
統合幕僚監部		統合幕僚長
陸上自衛隊	陸上幕僚監部	陸上幕僚長
	陸上総隊司令部及び陸上総隊司令部直轄部隊	陸上総隊司令官
	方面総監部及び方面総監直轄部隊	方面総監
	師団司令部及び師団長直轄部隊	師団長
	旅団司令部及び旅団長直轄部隊	旅団長
	団本部及び団長直轄部隊	団 長
	警務隊	警務隊長
	中央情報隊	中央情報隊長
	連隊等	連隊等の長
	連隊等に属しない大隊等	大隊等の長
	連隊等及び大隊等に属しない中隊等	中隊等の長
	機 関	機関の長
	海上自衛隊	海上幕僚監部
地方総監部及び地方総監直轄艦艇		地方総監
自衛艦隊司令部及び自衛艦隊司令官直轄艦艇		自衛艦隊司令官
護衛艦隊司令部及び護衛艦隊司令官直轄艦艇		護衛艦隊司令官
航空集団司令部		航空集団司令官
潜水艦隊司令部		潜水艦隊司令官
教育航空集団司令部		教育航空集団司令官
練習艦隊司令部及び練習艦隊司令官直轄艦艇		練習艦隊司令官
隊群司令部及び隊群司令直轄艦艇		隊群司令
護衛隊等		護衛隊等の長
東京音楽隊等		東京音楽隊等の長
機 関		機関の長
航空自衛隊	航空幕僚監部	航空幕僚長

	航空総隊司令部及び航空総隊司令官直轄部隊	航空総隊司令官
	航空方面隊司令部及び航空方面隊司令官直轄部隊	航空方面隊司令官
	警戒航空団	警戒航空団司令
	航空救難団	航空救難団司令
	航空戦術教導団	航空戦術教導団司令
	航空団、航空警戒管制団及び高射群	航空団司令、航空警戒管制団司令及び高射群司令
	航空支援集団司令部及び航空支援集団司令官直轄部隊	航空支援集団司令官
	輸送航空隊、航空保安管制群及び航空気象群	輸送航空隊司令、航空保安管制群司令及び航空気象群司令
	航空教育集団司令部及び航空教育集団司令官直轄部隊	航空教育集団司令官
	飛行教育団及び航空教育隊	飛行教育団司令及び航空教育隊司令
	航空開発実験集団司令部及び航空開発実験集団司令官直轄部隊	航空開発実験集団司令官
	飛行開発実験団	飛行開発実験団司令
	防衛大臣直轄部隊	防衛大臣直轄部隊の長
	機 関	機関の長
共同の部隊	自衛隊情報保全隊	自衛隊情報保全隊司令
	自衛隊指揮通信システム隊	自衛隊指揮通信システム隊司令
防衛大学校等		防衛大学校等の長
地方支分部局	地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁	防衛装備庁長官

別表第5 (第二十九条関係)

第〇号

感 謝 状

住 所

氏 名 (又は団体名)

(要すれば団体代表者の職、氏名)

貴殿(貴団体)は、平成〇年〇月〇日〇〇に当たり、自衛隊に協力援助され、〇〇であり、その功労誠に著しいものがあります。

よつて、ここに〇〇を添えて、深く感謝の意を表します。

年 月 日

(官 職)

(階 級) (氏 名)

官 印

(注) 1 整理番号は発行順に付ける。

2 副賞を贈与しないときは、「〇〇を添えて」の字句を記入しない。

3 紙質は上質のものを用い、A3版又はB4版とし、金色縁飾りを付ける。

別表第 8 (第 3 5 条関係)

表彰の報告を提出する所属上官

表彰の種類	表彰の区分	賞詞受賞者の区分	所属上官	摘要
賞 詞	第 3 級以上	全隊員	防衛大臣	(1) 海上自衛隊の准海尉以下（海上幕僚監部及び地方総監部に勤務するものを除く。）の者の表彰は、すべて任命権者である地方総監に通報するものとする。 (2) 表彰権者（陸上幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛装備庁に勤務している陸上自衛官を表彰したときは、陸上幕僚長に通報するものとする。 (3) 表彰権者（海上幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛装備庁に勤務している海上自衛官を表彰したときは、海上幕僚長に通報するものとする。 (4) 表彰権者（航空幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛
	第 4 級	3 等陸尉、3 等海尉又は 3 等空尉以上の自衛官及び職務の級 3 級以上の者	第 2 級表彰権者	
		准陸尉、准海尉又は准空尉以下の自衛官及び職務の級 2 級以下の者	第 3 級表彰権者	
	第 5 級	3 等陸尉、3 等海尉又は 3 等空尉以上の自衛官及び職務の級 3 級以上の者	第 2 級表彰権者	
		准陸尉、准海尉又は准空尉及び曹長等及び職務の級 2 級以下の者	第 3 級表彰権者	
	士長等	第 4 級表彰権者		
賞 状	第 3 級以上	—————	防衛大臣	
	第 4 級	—————	第 3 級表彰権者	
	第 5 級	—————	第 4 級表彰権者	

			<p>装備庁に勤務している航空自衛官を表彰したときは、航空幕僚長に通報するものとする。</p> <p>(5) (2)から(4)までの場合のほか、統合幕僚長は、陸上自衛官を表彰したときは陸上幕僚長に、海上自衛官を表彰したときは海上幕僚長に、航空自衛官を表彰したときは航空幕僚長に、それぞれ通報するものとする。</p> <p>(6) 表彰権者は、派遣されて勤務している者を表彰した場合には、その者の所属する部隊等の長に通報するものとする。</p>
--	--	--	---

(注) この表において「3級」等とは、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2条第6号に規定する「3級」等を示すものとする。